

秋田県告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成26年8月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所					全 面 積		保安林面積 見 込 (ヘクタール)	保安林解除 面積見込 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	見 込 (ヘクタ ール)				
能代市		河戸川	西山	1番1	373,493	37.3493	37.3493	1.4546	公衆の 保健	指定理由 の消滅
能代市		浅内	下西山	2番2	248,286	24.8286	24.8286	0.8608		
能代市		浅内	上西山	61番1	140,625	14.0625	14.0625	0.2972		
能代市		浅内	上西山	63番2	105,665	10.5665	10.5665	0.2504		
能代市		浅内	上西山	143番	13,520	1.3520	1.3520	0.0115		
能代市		浅内	砂山	21番2	162,005	16.2005	16.2005	1.1138		

(関係図面は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課及び秋田県山本地域振興局農林部並びに能代市役所に備え置いて縦覧に供する。)